

## 第6号議案

春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

開発行為により市に帰属した施設を、平田台第2児童遊園として適正な管理を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

春日市公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項の表中

「

平田台児童遊園	春日市平田台2丁目30番地
---------	---------------

」

を

「

平田台第1児童遊園	春日市平田台2丁目30番地
平田台第2児童遊園	春日市平田台5丁目1番地10

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。